

世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯に おける医療扶助額等調査 結果の概要

目 次

I	調査の概要	1
II	用語の解説等	2
III	結果の概要	
	1 医療扶助の状況	4
	2 介護扶助の状況	7
	(参考) 被保護世帯全体と世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯との比較	10

I 調査の概要

1 調査の目的

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護に準ずる措置として保護を受けている「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」の医療扶助額及び介護扶助額の状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲、調査期間等

- (1) 調査対象：全国の福祉事務所 約 1,250（令和 5 年 4 月現在）を対象とする全数調査
- (2) 調査の基準となる期間：令和 5 年 7 月（1 か月間）
- (3) 調査系統：厚生労働省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所
- (4) 調査期間：令和 6 年 11 月～令和 7 年 2 月
- (5) 調査の周期：1 回限り

3 調査事項

世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯における以下の事項

- (1) 医療扶助の総額及び医療扶助の受給者数
- (2) 介護扶助の総額及び介護扶助の受給者数

4 有効回答率

有効回答率は 100%であった。

5 利用上の注意

(1) 調査の対象世帯について

本調査は、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」を対象としていることから、調査対象世帯の世帯員の中に、日本の国籍を有する者（世帯主の配偶者や子としての日本人等）が含まれる場合においても、本調査の調査対象となる（世帯単位での調査）。

一方、世帯主が日本の国籍を有する被保護世帯の世帯員に、日本の国籍を有しない者が含まれていたとしても、調査対象外となる。このため、本調査の結果はあくまで「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」を調査対象としている点に留意が必要である。

(2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
表章単位の 2 分の 1 未満の場合	0, 0.0
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

II 用語の解説等

1 用語の解説

用語	内容
世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯	現に保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）のうち、世帯主が日本の国籍を有しない世帯をいう。 なお、世帯員の中に、日本の国籍を有する者（世帯主の配偶者や子としての日本人等）が含まれる場合もあることに留意が必要である。
医療扶助の総額	以下の①と②を合算した額をいう。 ① 社会保険診療報酬支払基金において審査対象となった医療扶助に係る診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）により、福祉事務所が各指定医療機関へ支払った医療扶助の額 ② ①の他、治療材料、施術及び移送に係る費用等、福祉事務所が被保護者本人や業者、医療機関等に直接支払った医療扶助の額
介護扶助の総額	以下の①と②を合算した額をいう。 ① 各都道府県国民健康保険連合会において審査対象となった介護扶助に係る介護給付費明細書等により、福祉事務所が各指定介護機関へ支払った介護扶助の額 ② ①の他、福祉用具購入及び住宅改修に係る費用等、福祉事務所が被保護者本人や業者、等に直接支払った介護扶助の額
医療扶助の受給者数	医療扶助の総額に係る給付対象者のうち、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」に属する者の人数をいう。 なお、同一の者が複数の医療機関を利用している場合は、名寄せした上、実人員ベースの人数としている。
介護扶助の受給者数	介護扶助の総額に係る給付対象者のうち、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」に属する者の人数をいう。 なお、同一の者が複数の介護機関を利用している場合は、名寄せした上、実人員ベースの人数としている。

2 福祉事務所における回答方法の概要

令和5年7月（1か月間）における「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」の医療扶助の総額等を回答いただくため、福祉事務所や自治体の本庁等において、以下の各段階の作業を実施していただいた。

(1) 「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における医療扶助の受給者番号

各自治体の生活保護業務システム等を利用して、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」のみを抽出し、世帯員ごとの医療扶助の受給者番号を個別に把握する。

(2) 医療扶助の総額

- ① 各自治体の医療扶助に関するレセプト管理システム等では、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」のみを抽出することができないため、レセプト管理システム等から全レセプトを出力し、(1)で把握した世帯員ごとの受給者番号を突合キーとして調査の対象となるレセプトを個別に抽出し、医療機関へ支払った医療扶助の額の総額を回答する。
- ② 治療材料、施術及び移送に係る費用等、福祉事務所が被保護者本人や業者、医療機

関等に直接支払った医療扶助については、(1)で把握した「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における世帯員ごとに調査の対象となる支払いの有無を確認し、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における総額を回答する。

(3) 介護扶助の総額

① 介護機関へ支払った介護扶助の額は、各都道府県国民健康保険連合会が福祉事務所に送付している「介護給付費公費受給者別一覧表」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表」に含まれる支払いの中から、(1)で把握した世帯員ごとの受給者番号を突合キーとして調査の対象となる支払いを個別に抽出し、合計することで「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」の総額を回答する。

② 福祉用具購入及び住宅改修に係る費用等、福祉事務所が被保護者本人や業者、等に直接支払った介護扶助については、(1)で把握した「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における世帯員ごとに調査の対象となる支払いの有無を個別に確認し、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における総額を回答する。

(4) 医療扶助及び介護扶助の受給者数

1人で複数枚のレセプト等がある場合は、実人員ベースの人数となるよう、(1)で把握した「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における世帯員ごとに名寄せする作業を行って、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における医療扶助及び介護扶助の受給者数をそれぞれ把握する。

Ⅲ 結果の概要

1 医療扶助の状況

医療扶助の状況を全国でみると、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における令和5年7月（1か月間）の医療扶助の総額は、37億6,992万4,451円となっており、医療扶助の受給者数は、4万18人となっている。（表1）

また、都道府県や指定都市、中核市における「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」数が異なるため、各自治体における医療扶助の総額、受給者数には差がみられる。

表1 医療扶助の総額及び受給者数

都道府県－指定都市－中核市	都道府県－指定都市－中核市	医療扶助の総額	医療扶助の受給者数
		(円)	(人)
全国	全国	3,769,924,451	40,018
都道府県	北海道	14,517,758	123
都道府県	青森県	1,362,369	45
都道府県	岩手県	1,327,540	27
都道府県	宮城県	3,685,220	71
都道府県	秋田県	2,766,233	40
都道府県	山形県	2,388,850	45
都道府県	福島県	1,912,974	36
都道府県	茨城県	21,755,338	278
都道府県	栃木県	22,868,512	214
都道府県	群馬県	25,886,120	299
都道府県	埼玉県	63,562,777	937
都道府県	千葉県	82,956,817	947
都道府県	東京都	534,584,107	6,496
都道府県	神奈川県	63,942,415	882
都道府県	新潟県	2,923,455	72
都道府県	富山県	1,986,706	25
都道府県	石川県	6,247,398	48
都道府県	福井県	3,645,400	46
都道府県	山梨県	3,222,266	90
都道府県	長野県	11,658,468	200
都道府県	岐阜県	22,268,137	232
都道府県	静岡県	35,577,973	422
都道府県	愛知県	81,905,946	789
都道府県	三重県	58,320,794	676
都道府県	滋賀県	16,123,248	237
都道府県	京都府	22,339,038	366
都道府県	大阪府	159,172,076	1,210
都道府県	兵庫県	49,437,702	464
都道府県	奈良県	15,601,307	191
都道府県	和歌山県	5,823,543	59
都道府県	鳥取県	1,534,010	36
都道府県	島根県	5,149,948	39
都道府県	岡山県	4,257,523	42
都道府県	広島県	16,726,367	131
都道府県	山口県	32,135,315	252
都道府県	徳島県	5,679,440	43
都道府県	香川県	1,027,662	16
都道府県	愛媛県	4,043,749	35
都道府県	高知県	462,370	9
都道府県	福岡県	45,103,940	390
都道府県	佐賀県	6,512,442	58
都道府県	長崎県	4,626,040	39
都道府県	熊本県	1,232,548	31
都道府県	大分県	8,363,660	82
都道府県	宮崎県	918,318	6
都道府県	鹿児島県	3,717,868	46
都道府県	沖縄県	9,514,278	76

都道府県－指定 都市－中核市	都道府県－指定 都市－中核市	医療扶助の総額	医療扶助の受給者数
		(円)	(人)
指定都市(別掲)	札幌市	23,061,198	284
指定都市(別掲)	仙台市	9,736,240	151
指定都市(別掲)	さいたま市	32,333,687	286
指定都市(別掲)	千葉市	54,288,931	642
指定都市(別掲)	横浜市	202,553,491	1,951
指定都市(別掲)	川崎市	96,338,705	735
指定都市(別掲)	相模原市	18,088,464	309
指定都市(別掲)	新潟市	10,780,481	155
指定都市(別掲)	静岡市	17,070,947	153
指定都市(別掲)	浜松市	16,614,186	347
指定都市(別掲)	名古屋市	168,768,030	2,217
指定都市(別掲)	京都市	230,922,160	2,066
指定都市(別掲)	大阪市	94,643,302	1,387
指定都市(別掲)	堺市	53,881,711	584
指定都市(別掲)	神戸市	207,871,764	2,100
指定都市(別掲)	岡山市	26,858,426	259
指定都市(別掲)	広島市	82,546,187	667
指定都市(別掲)	北九州市	47,078,128	337
指定都市(別掲)	福岡市	87,240,138	653
指定都市(別掲)	熊本市	3,154,710	74
中核市(別掲)	旭川市	607,320	17
中核市(別掲)	函館市	1,604,540	17
中核市(別掲)	青森市	1,161,296	34
中核市(別掲)	八戸市	756,760	19
中核市(別掲)	盛岡市	1,006,709	14
中核市(別掲)	秋田市	2,219,856	30
中核市(別掲)	山形市	4,124,882	35
中核市(別掲)	郡山市	1,454,968	39
中核市(別掲)	いわき市	1,168,533	22
中核市(別掲)	福島市	523,080	23
中核市(別掲)	水戸市	2,486,320	39
中核市(別掲)	宇都宮市	1,539,293	31
中核市(別掲)	前橋市	5,842,622	78
中核市(別掲)	高崎市	407,274	64
中核市(別掲)	川越市	13,255,663	81
中核市(別掲)	越谷市	2,955,394	48
中核市(別掲)	川口市	25,682,767	209
中核市(別掲)	船橋市	18,483,586	168
中核市(別掲)	柏市	5,549,602	72
中核市(別掲)	八王子市	17,657,122	170
中核市(別掲)	横須賀市	7,150,509	112
中核市(別掲)	富山市	3,833,170	50
中核市(別掲)	金沢市	9,416,058	47
中核市(別掲)	福井市	6,228,465	71
中核市(別掲)	甲府市	2,686,918	67
中核市(別掲)	長野市	5,480,854	91
中核市(別掲)	松本市	6,236,218	55
中核市(別掲)	岐阜市	17,115,675	199
中核市(別掲)	豊橋市	12,998,070	107
中核市(別掲)	豊田市	10,422,251	163

都道府県－指定 都市－中核市	都道府県－指定 都市－中核市	医療扶助の総額	医療扶助の受給者数
		(円)	(人)
中核市(別掲)	岡崎市	6,606,271	73
中核市(別掲)	一宮市	7,603,766	81
中核市(別掲)	大津市	6,849,380	90
中核市(別掲)	高槻市	17,266,208	149
中核市(別掲)	東大阪市	119,486,766	1,038
中核市(別掲)	豊中市	28,464,335	328
中核市(別掲)	枚方市	17,594,791	208
中核市(別掲)	八尾市	60,691,188	479
中核市(別掲)	寝屋川市	16,792,990	190
中核市(別掲)	吹田市	18,540,760	169
中核市(別掲)	姫路市	58,825,695	365
中核市(別掲)	西宮市	44,840,308	356
中核市(別掲)	尼崎市	47,222,658	586
中核市(別掲)	明石市	13,836,573	138
中核市(別掲)	奈良市	9,950,793	130
中核市(別掲)	和歌山市	16,424,987	174
中核市(別掲)	鳥取市	2,121,110	25
中核市(別掲)	松江市	1,261,290	26
中核市(別掲)	倉敷市	20,642,373	135
中核市(別掲)	福山市	19,261,784	98
中核市(別掲)	呉市	651,742	70
中核市(別掲)	下関市	22,798,064	193
中核市(別掲)	高松市	8,311,574	59
中核市(別掲)	松山市	1,910,140	43
中核市(別掲)	高知市	5,923,359	84
中核市(別掲)	久留米市	2,564,700	40
中核市(別掲)	長崎市	4,608,770	52
中核市(別掲)	佐世保市	3,810,948	41
中核市(別掲)	大分市	8,621,092	65
中核市(別掲)	宮崎市	2,072,332	28
中核市(別掲)	鹿児島市	6,471,570	43
中核市(別掲)	那覇市	3,233,508	35

注：都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

2 介護扶助の状況

介護扶助の状況を全国でみると、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における令和5年7月（1か月間）の介護扶助の総額は、2億154万5,404円となっており、介護扶助の受給者数は、1万189人となっている。（表2）

また、都道府県や指定都市、中核市における「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」数が異なるため、各自治体における介護扶助の総額、受給者数には差がみられる。

表2 介護扶助の総額及び受給者数

都道府県－指定 都市－中核市	都道府県－指定 都市－中核市	介護扶助の総額	介護扶助の受給者数
		(円)	(人)
全国	全国	201,545,404	10,189
都道府県	北海道	616,044	31
都道府県	青森県	69,486	5
都道府県	岩手県	52,184	3
都道府県	宮城県	439,812	14
都道府県	秋田県	146,938	5
都道府県	山形県	70,880	5
都道府県	福島県	66,109	6
都道府県	茨城県	2,352,486	38
都道府県	栃木県	638,639	39
都道府県	群馬県	2,060,756	42
都道府県	埼玉県	5,843,649	119
都道府県	千葉県	3,222,139	105
都道府県	東京都	19,674,679	855
都道府県	神奈川県	5,603,270	107
都道府県	新潟県	155,168	8
都道府県	富山県	43,826	5
都道府県	石川県	97,903	8
都道府県	福井県	386,416	8
都道府県	山梨県	70,180	5
都道府県	長野県	991,713	29
都道府県	岐阜県	3,168,648	38
都道府県	静岡県	977,432	44
都道府県	愛知県	2,509,721	156
都道府県	三重県	1,163,304	171
都道府県	滋賀県	1,022,009	35
都道府県	京都府	1,571,786	79
都道府県	大阪府	7,487,040	422
都道府県	兵庫県	2,460,661	121
都道府県	奈良県	938,594	71
都道府県	和歌山県	445,860	24
都道府県	鳥取県	541,626	12
都道府県	島根県	112,370	8
都道府県	岡山県	100,776	9
都道府県	広島県	818,948	17
都道府県	山口県	574,001	54
都道府県	徳島県	101,870	8
都道府県	香川県	63,107	5
都道府県	愛媛県	126,944	9
都道府県	高知県	124,328	5
都道府県	福岡県	955,419	86
都道府県	佐賀県	534,851	15
都道府県	長崎県	73,700	5
都道府県	熊本県	15,714	2
都道府県	大分県	459,880	14
都道府県	宮崎県	0	0
都道府県	鹿児島県	125,593	3
都道府県	沖縄県	808,100	20

都道府県－指定都市－中核市	都道府県－指定都市－中核市	介護扶助の総額	介護扶助の受給者数
		(円)	(人)
指定都市(別掲)	札幌市	523,960	52
指定都市(別掲)	仙台市	441,922	25
指定都市(別掲)	さいたま市	1,076,844	38
指定都市(別掲)	千葉市	2,767,196	109
指定都市(別掲)	横浜市	5,005,215	260
指定都市(別掲)	川崎市	3,385,951	114
指定都市(別掲)	相模原市	1,865,399	26
指定都市(別掲)	新潟市	673,790	23
指定都市(別掲)	静岡市	401,938	36
指定都市(別掲)	浜松市	852,334	36
指定都市(別掲)	名古屋市	9,675,736	460
指定都市(別掲)	京都市	8,675,578	603
指定都市(別掲)	大阪市	44,251,968	2,584
指定都市(別掲)	堺市	2,512,477	194
指定都市(別掲)	神戸市	9,015,772	580
指定都市(別掲)	岡山市	1,300,816	68
指定都市(別掲)	広島市	722,021	95
指定都市(別掲)	北九州市	1,425,094	100
指定都市(別掲)	福岡市	1,717,153	110
指定都市(別掲)	熊本市	37,752	5
中核市(別掲)	旭川市	33,569	4
中核市(別掲)	函館市	223,588	3
中核市(別掲)	青森市	47,009	4
中核市(別掲)	八戸市	12,378	1
中核市(別掲)	盛岡市	39,740	3
中核市(別掲)	秋田市	46,503	5
中核市(別掲)	山形市	6,932	1
中核市(別掲)	郡山市	32,056	4
中核市(別掲)	いわき市	322,320	4
中核市(別掲)	福島市	25,412	1
中核市(別掲)	水戸市	380,317	17
中核市(別掲)	宇都宮市	850,099	14
中核市(別掲)	前橋市	164,259	12
中核市(別掲)	高崎市	91,952	10
中核市(別掲)	川越市	296,141	12
中核市(別掲)	越谷市	48,451	6
中核市(別掲)	川口市	1,961,822	28
中核市(別掲)	船橋市	248,700	23
中核市(別掲)	柏市	363,907	17
中核市(別掲)	八王子市	194,195	18
中核市(別掲)	横須賀市	608,504	20
中核市(別掲)	富山市	174,392	16
中核市(別掲)	金沢市	153,216	9
中核市(別掲)	福井市	169,827	14
中核市(別掲)	甲府市	169,497	12
中核市(別掲)	長野市	227,790	14
中核市(別掲)	松本市	58,660	7
中核市(別掲)	岐阜市	1,760,309	47
中核市(別掲)	豊橋市	163,585	11
中核市(別掲)	豊田市	1,106,763	32

都道府県－指定 都市－中核市	都道府県－指定 都市－中核市	介護扶助の総額	介護扶助の受給者数
		(円)	(人)
中核市(別掲)	岡崎市	373,538	20
中核市(別掲)	一宮市	378,659	21
中核市(別掲)	大津市	885,422	26
中核市(別掲)	高槻市	198,159	21
中核市(別掲)	東大阪市	4,077,174	307
中核市(別掲)	豊中市	1,677,455	66
中核市(別掲)	枚方市	1,076,663	59
中核市(別掲)	八尾市	2,106,480	134
中核市(別掲)	寝屋川市	1,790,654	75
中核市(別掲)	吹田市	649,327	31
中核市(別掲)	姫路市	2,059,966	118
中核市(別掲)	西宮市	1,413,539	74
中核市(別掲)	尼崎市	1,731,116	163
中核市(別掲)	明石市	635,913	35
中核市(別掲)	奈良市	1,183,779	25
中核市(別掲)	和歌山市	607,672	53
中核市(別掲)	鳥取市	73,856	7
中核市(別掲)	松江市	30,000	2
中核市(別掲)	倉敷市	1,170,946	44
中核市(別掲)	福山市	141,611	13
中核市(別掲)	呉市	411,771	9
中核市(別掲)	下関市	670,066	57
中核市(別掲)	高松市	119,850	13
中核市(別掲)	松山市	851,590	11
中核市(別掲)	高知市	511,515	10
中核市(別掲)	久留米市	23,617	2
中核市(別掲)	長崎市	89,317	9
中核市(別掲)	佐世保市	72,023	5
中核市(別掲)	大分市	202,740	16
中核市(別掲)	宮崎市	0	0
中核市(別掲)	鹿児島市	102,824	3
中核市(別掲)	那覇市	32,794	3

注：都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

(参考) 被保護世帯全体と世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯との比較

本調査の結果等を用いて、令和5年7月(※)における被保護人員1人あたりの医療扶助及び介護扶助の金額について、被保護世帯全体と「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」とを比較した結果は、以下のとおりである。

※ 医療扶助及び介護扶助は、現物給付であり、福祉事務所から被保護世帯に毎月支給・管理するものではないため、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」における医療扶助及び介護扶助の金額を把握できるのは、本調査による令和5年7月のみである。

1 比較に用いたデータ

(1) 医療扶助及び介護扶助の総額

被保護世帯全体は、各自治体から毎月、厚生労働省へ提出される「生活保護費経理状況報告書」のうち、令和5年7月分の医療扶助費負担金及び介護扶助費負担金の額を用いた。

世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯は、本調査の結果を用いた。

(2) 被保護人員数(全体)

被保護世帯全体及び「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」とも、「令和5年度被保護者調査 年次調査」による令和5年7月末時点の全被保護人員数を用いた。

2 比較する上での留意点

- (1) 「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」には、世帯主の配偶者や子としての日本人も含まれるため、外国人の医療扶助及び介護扶助の額を正確に把握するものではない。
- (2) 「生活保護費経理状況報告書」の令和5年7月分の数値は、その後に精算等が生じる場合があり、令和5年7月分の正確な医療扶助及び介護扶助の総額を示す数値ではない。

3 比較結果

1人あたりの医療扶助の額は、被保護世帯全体は7万9,830円、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」は59,325円となっている。また、1人あたりの介護扶助の額は、被保護世帯全体は4,269円、「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」は3,172円となっている。

参考表 被保護世帯全体と「世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯」との比較
(令和5年7月分)

(1) 被保護世帯の全体

	数値	1人あたりの金額(※)
医療扶助の総額	1,588億1,191万3,012円	7万9,830円
介護扶助の総額	84億9,356万2,683円	4,269円
被保護人員数(全体)	198万9,367人	—

(2) 世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯

	数値	1人あたりの金額(※)
医療扶助の総額	37億6,992万4,451円	5万9,325円
介護扶助の総額	2億154万5,404円	3,172円
被保護人員数(全体)	6万3,547人	—

(※) 1人あたりの金額は、医療扶助または介護扶助の総額を被保護人員数で割った数である。

(参考) 被保護人員の平均年齢(令和5年度被保護者調査 年次調査)

被保護世帯全体: 60.7歳、世帯主が日本の国籍を有しない被保護世帯: 56.4歳